

富岡町介護人材定着支援金事業 ①就労定着支援金について

令和7年4月1日以降に、富岡町内の介護事業所等に採用された方で対象要件に該当する方に、所定の期間勤務を継続した場合、就労定着支援金を交付します。

1. 対象になる方

令和7年4月1日以降に新たに直接雇用契約により町内の介護・福祉事業所に採用され、介護・福祉等サービスに従事する次に掲げる有資格者。

(1) 正規職員 常勤雇用（雇用期間の定めがなく、運営法人等が定める常勤の従事者が勤務すべき時間数（1週間の勤務時間が32時間を下回る場合は32時間）に達していること）により勤務する者

(2) その他職員 上記(1)以外の者で運営法人との直接雇用により勤務する者（所定労働時間が週20時間以上であること）

※ 就職時に資格を所持していない場合は、資格取得後からの起算となります。

（就職後3年以内の資格取得に限る）

※ 町内の他の介護・福祉事業所からの転職は対象外となります。

※ 申請日時点で就労を継続している方が対象となります。

○有資格者

介護福祉士、社会福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、ヘルパー資格取得者、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格者、看護師、准看護師、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、管理栄養士、栄養士、保育士、サービス管理責任者、相談支援専門員従事者研修修了者、同行援護従業者研修修了者、行動援護従業者研修修了者、児童指導員任用資格、公認心理士、児童発達支援管理責任者、その他町長が認める公的資格を所持する者

2. 支援金の区分・金額

下記の期間以上勤務を継続された場合、各期間満了後にそれぞれ下記に定める支援金を交付します。

区分	期間	①正規職員	②その他職員
6か月支援金	6か月以上勤務を継続	10万円	5万円
18か月支援金	18か月以上勤務を継続	20万円	10万円
30か月支援金	30か月以上勤務を継続	20万円	10万円

※ 月に出勤すべき日数の半分以上休職、欠勤した場合は、その月は勤務期間には含めません。

※ その他職員として就労定着支援金の交付を受けた者が、正規職員として雇用された場合は、その他職員として支給要件を満たした日を起算日とし、その他職員として勤務した期間を算入した上で、交付を受けていない区分にかかる就労定着支援金の対象となります。

3. 交付対象にならない方

- (1)過去に富岡町介護人材定着支援金の交付を受けた方
- (2)国、都道府県、市町村から人材定着支援金と目的が重複する補助金等の交付を受けた方
- (3)市町村税の滞納がある方

4. 申請方法

下記の書類を、支援金の要件に該当した日の翌日から起算して6か月以内に、富岡町役場 福祉課に提出してください。

不備がなければ、申請後1か月程度で指定口座に支援金を振り込みます。

- (1)富岡町介護福祉人材定着支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2)所有資格を証する書類の写し
- (3)就労証明書（様式第2号）

※勤務する事業所の確認を受けたもの

- (4)市町村税の滞納がないことの証明書

※町が保管する公簿等により確認できる場合は添付不要

5. お問い合わせ先

富岡町役場 福祉課 介護保険係・福祉係

電話 0240-22-2111（代表）